

公園活性化プラン 募集要項

令和4年6月

盛岡市公園みどり課

「緑が文化になるまち 盛岡」

市では、緑が市民の皆様の暮らしにとってより一層当たり前の環境となることを目指し、令和3年3月に第2次盛岡市緑の基本計画を策定しました。

「公園活性化プラン」は本計画の理念である「緑が文化になるまち 盛岡」を実現するための施策の一つです。

盛岡市は、公園や緑に触れる機会を創出するため、市民や事業者の皆様から「やってみたい」「できたらいいな」というプランを募集し、実現を支援する「公園活性化プラン」を募集します。事業審査で承認された場合、イベントの運営や実施の費用などは応募者の負担となりますが、公園の無料貸出や実施にかかる相談など、実施のために盛岡市がサポートします。

また、やりたいことは具体的に決まってないけど、とにかく何かやってみたいという方もぜひご相談ください。

1. 募集の対象

(1) 対象プラン

- 1) 盛岡市内の都市公園を活用した活動や事業
- 2) 公園を訪れた人が参加できる活動や事業
- 3) 公園や地域の活性化に寄与する活動や事業
(上記の目的から逸脱しなければ、収益を得る活動や事業も可能)
- 4) その他、公園活性化プランの趣旨に合致するとともに、都市公園法、盛岡市都市公園条例その他都市公園関係法令に従う活動や事業

(2) 募集の種類

募集は、2つの部門に分けて行います。どちらかを選択して御応募ください。

| | |
|---------|---------------------------|
| アクション部門 | 公園を活用したイベントなど、比較的短期、単発の活動 |
| ビジネス部門 | 公園において数か月単位で継続的に実施する事業 |

***過去のアクション部門、ビジネス部門については、別紙1を参照してください。**

(3) 実施に当たっての注意事項

活動や事業の実施に当たっては、別紙2の「事業の実施にあたって」をお読みください。

2. 応募者の資格

- (1) 団体、個人を問いません。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- (3) 市と協議の上、実施事業のプロセス、効果、課題等について検証し、結果を公表することについて同意できる者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員が役員である団体でないこと。

3. 募集期間

随時受付（原則として、プランを実施する6か月前までにご相談ください。）

4. 審査について

応募いただいたプランについて、市民活動団体、学識経験者、公園管理者等で構成する「盛岡市緑のまちづくり会議」で書類審査を行い、承認を得られた場合実施することができます。場合によっては、ヒアリング（プレゼンテーションの場合も有）の場を設け、プランについて説明していただくこともあります。

■審査基準

審査に当たっては、次の項目によって評価を行います。

- (1) 市民のニーズに合っているか
- (2) 公益的な事業であるか
- (3) 実現性がある事業計画となっているか
- (4) 将来的に都市公園の維持管理に寄与する可能性があるか

5. 申請書の提出について

- (1) 申請書は別紙の所定の様式1，2に必要事項を記入してください。
- (2) 次の提出先へ郵送，ファクスまたはメールで提出してください。

■提出先

盛岡市津志田14-37-2

盛岡市都市整備部公園みどり課，盛岡市緑のまちづくり会議

TEL 019-601-2813

FAX 019-637-1919

Mail kouen@city.morioka.iwate.jp

公園活性化プランの実績

| 年度 | 部門 | プラン名 |
|-----|--------------|---|
| H27 | アクション部門 (2件) | 岩山の植物観察会 |
| | | オリエンテーリング大会 “ROCK MOUNTAIN FESTIVAL2015” |
| H28 | アクション部門 (2件) | 森づくり講座 |
| | | 石垣・紅葉・城跡 三角ベースボール盛岡大会 |
| | ビジネス部門 (2件) | 3号緑地外パークマネジメント 中央公園パークマネジメント |
| H29 | アクション部門 (3件) | 森づくり講座 |
| | | 盛岡さんさ輪踊りフェス |
| | | 木伏緑地パークマネジメント |
| H30 | アクション部門 (4件) | 森づくり講座 |
| | | 盛岡さんさ輪踊り&世界のビールフェスト& BBQ |
| | | クラフト PARK たかまつ |
| | | 桃源郷づくり |
| R1 | アクション部門 (4件) | 岩山・みどりの森の音楽会 2019 |
| | | 盛岡さんさ輪踊りフェス |
| | | クラフト PARK たかまつ |
| | | 桃源郷づくり |
| R2 | アクション部門 (1件) | 岩山・みどりの森の音楽会 |
| R3 | アクション部門 (2件) | OUTSIDE PLAY FESTIVAL |
| | | 盛岡どんば |



アクション部門：クラフト PARK たかまつ (R1)



ビジネス部門：木伏緑地パークマネジメント (H29)

事業の実施にあたって

プランは、次の条件に従って実施していただきます。

これらの条件は、必須の条件であり、公園をお貸しする際の都市公園法第5条第1項の許可の条件にもなりますので、応募される方は、よくお読みいただき、十分に理解いただいたうえで、応募してください。

1 対象事業

- (1) プランは、アクション部門、ビジネス部門のどちらであるかを問わず、公園にいられている方が参加できる、または楽しめるものとしてください。
- (2) プラン実施にあたり、広報を行う際は「公園活性化プラン承認事業」であり、市が関わっていること（後援など）がわかるようにしてください。
- (3) その他公園で禁止されていることは行わないでください。ただし、直火でのたき火を除く火器等の使用については可能となります。

2 関係施設・物件の設置及び撤去について

- (1) プランを実施する許可対象区域は、協議の上決定することとします。
- (2) 許可期間が満了し、又はその他の理由によりプランが終了したときは、応募者の費用をもってプランの実施のために許可対象区域に設置した施設・物件を速やかに撤去し、原状に回復してください。原状回復を行ったときは、直ちに市に報告してください。
- (3) プランの実施期間中は、周辺地域の住民や施設へ事前に説明を行うなど、配慮に努めてください。
- (4) プランにおいて、テント等の仮設工作物を設置する場合は、公園利用者の通行等を妨げないようにしてください。また、仮設工作物が風雨等に耐えうるものにしてください。

3 維持管理責任及び費用負担について

- (1) 善良な管理者の注意をもって、許可対象区域内の安全管理、施設管理その他の維持管理を行ってください。合わせて、許可対象区域周辺の清掃美化（トイレ等を含む。）に努めてください。
- (2) プランの実施に伴い発生するゴミその他の廃棄物は、随時、清掃するとともに、分別・リサイクル等、適正に処理してください。
- (3) 許可対象区域及び周辺の防犯警備、雑踏整理は、応募者によって行ってください。

- (4) 第三者による出店、妨害、その他の障害は、応募者によって解決を図ってください。
- (5) 事故、トラブル等については応募者の責任で対処してください。
- (6) 公園利用者の安全のため、公園内は駐車場等を除き、車両の乗り入れを禁止しております。資機材の搬入や廃棄物の搬出のため、許可対象区域及び歩道上への車両の乗り入れが必要になる場合は、あらかじめ市に申し出、乗り入れ可能な時間、経路（範囲）、搬入車両の大きさ、手続等、市の指示に従って行ってください。
- (7) 緊急時の連絡体制を整え、市に報告してください。
- (8) プランの実施に伴い公園施設及び樹木を損傷することがないようにしてください。万一損傷した場合は、損害を賠償し、又は現物を補償してください。
- (9) プランの実施により公園利用者、近隣住民等の第三者と紛争を生じ、又は第三者に損害を与えることがないようにしてください。万一、第三者と紛争を生じ、又は第三者に損害を与えた場合は、応募者の責任において、適切に対応し、速やかに解決を図ってください。
- (10) 都市公園法、盛岡市都市公園条例その他都市公園関係法令に従うとともに、プランの実施にかかり必要な他の関係法令に従い、消防署、保健所、警察等関係機関への届出、検査等必要な手続を遅滞なく行ってください。

4 許可使用料及び許可の取消等について

都市公園法第27条の規定により、公園の管理上の理由又は公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合は、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは許可条件を変更し、又はプランの中止、プランの実施のため設置された施設・物件の改変、移転若しくは除却を命じる場合があります。都市公園関係法令及び許可条件に違反した場合も、また同様です。

5 その他

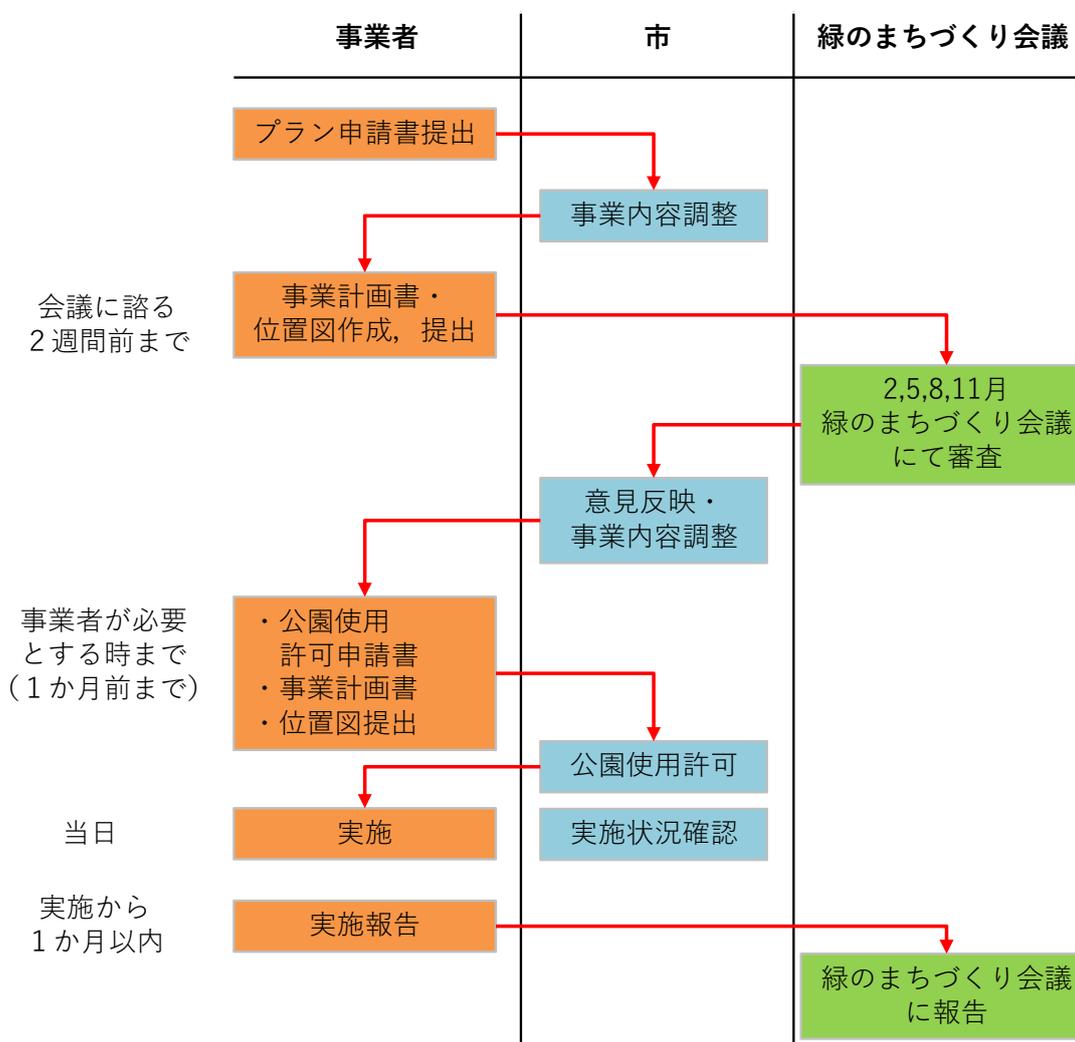
- (1) 応募者は、本事業の実施期間が満了した場合、又はその他の理由によりプランが終了したとき、許可対象区域に投じた有益費、必要費及びその他の費用があっても、これを市に請求することはできません。
- (2) 許可条件に定める事項に疑義が生じた場合又は許可条件に定めのない事項で協議すべき事項が生じた場合は、その都度、市と応募者協議の上、定めるものとします。
- (3) 応募者は、プランの実施後、1か月のうちに市へ実施報告（様式3）をしてください。
- (4) アクション部門において、同内容のプランを申請できるのは原則3回までとします。応募者は、継続して事業を実施したい場合、市及び盛岡市緑のまちづくり会

議より承認が得られれば、4回目以降、公園活性化プランではなく、通常の公園使用許可申請の手続きを経ることとします。

- (5) ビジネス部門において、プラン応募のあった都市公園について市で公園施設の整備を行う予定がある場合、市から応募者に対し、Park-PFI（公募設置管理制度）を活用した公民連携事業への移行を申し出ることがあります。
- (6) その他、提案内容に応じて市が必要と認め指示する条件に従ってください。

6 プラン申請から実施までのフロー

次の通り手続きを進めます。



図：手続きフロー